

静岡市障がい者共生のまちづくり計画（R3～5年度）の進め方

1 令和2年度のスケジュール

2月中	計画の策定に関する事業決裁（策定）
3月中	市議会厚生委員会に報告・計画冊子完成
4月中	関係団体等への情報提供
	（1）権利擁護・理解促進 市民活動団体、自治会、民生委員・児童委員、地区社協、学校、社会福祉士会、弁護士会
	（2）生活支援 障害福祉サービス事業所、大学（福祉等）
	（3）保健・医療 医師会、総合病院
	（4）生活環境 宅建業協会、公共交通機関、自主防災組織
	（5）子ども 幼稚園振興協会、保育所連合会、子育て支援団体
	（6）雇用・就労 労働局、商工会議所、中小企業団体中央会
	（7）文化活動・市民生活 体育協会、文化振興財団、まちづくり公社

2 令和3年度以降のスケジュール【PDCAサイクル】

(1) 令和3年度

7月頃	<u>第1回障がい者施策推進協議会</u>
	①前期計画（H30～R2）実施結果報告 及び 振り返り
	②次期計画（R3～5）の進捗管理方法に関する協議
11月頃	<u>第2回障がい者施策推進協議会</u>
	①検討事項に関する協議（※3参照）
2月頃	<u>第3回障がい者施策推進協議会</u>
	①検討事項に関する協議（※3参照）
	②翌年度検討事項の整理

(2) 令和4年度

6月頃	<u>第1回障がい者施策推進協議会</u>
	①次期計画（R3～5）1年目の実施状況に対する評価・改善提案
	②検討事項に関する協議（※3参照）
	③次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会の設置検討
11月頃	<u>第2回障がい者施策推進協議会</u>
	①評価・改善提案に対する市の対応状況の確認
	②検討事項に関する協議（※3参照）
	③次期計画策定に向けたアンケートに関する検討
2月頃	<u>第3回障がい者施策推進協議会</u>
	①検討事項に関する協議（※3参照）
	②翌年度検討事項の整理

(3) 令和5年度

次期計画策定に向けた協議

3 次期計画（R3～5）推進にかかる令和3年度以降の具体的な協議内容

◆障害者施策推進協議会の位置付け

都道府県（指定都市含む）が、障がい者計画の策定、障がい者福祉施策の進捗管理、関係機関の連絡調整に関する調査等を行うために設置する地方審議会。



検討事項1

次期計画において、基本目標に特に関わりが深いもののうち、具体的な事業化や活動指標の設定に至っていないものについて、方針を検討します。

【検討事項の例】

- ①親亡き後・8050問題の解決に向けた方針
- ②2040問題（介護人材の確保・障害福祉サービス等の基盤体制の確保）の解決に向けた取組

検討事項2

次期計画掲載事業のうち、特に市民への影響が大きく、施策推進協議会に意見を諮るべきものについて、方針を決定します。

【検討事項の例】

障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

検討事項に関する議論については、方針決定後、必要に応じて、事務局（静岡市）や自立支援協議会等の関係機関と連携して推進していきます。